

鳥取県雪害農業施設等復旧支援資金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県雪害農業施設等復旧支援資金利子補給補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、平成29年1月中旬からの雪害により著しい被害を受けた農業者(住所地の市町村長が認定した者に限る。以下「対象農業者」という。)が、被災施設の復旧のために、農業近代化資金(以下「近代化資金」という。)又は株式会社日本政策金融公庫の融資する農林漁業施設資金(以下「施設資金」という。)を借り受け、対象農業者が借り入れる近代化資金及び施設資金のうち災害関連で貸すものについて、経営の早急な立ち直りに必要な資金が円滑に融通されることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、近代化資金及び施設資金を平成29年1月13日から平成29年12月31日までの間に貸し付けられたものに限り間接補助金を当該対象農業者に交付する市町村に対し、市町村負担額に2分の1を乗じて得た額(延滞額を除く。)を予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、貸付けの日から起算して6年を経過したものを除く。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、次に掲げる利子補給金の支払請求時期に行わなければならない。

- (1) 1月1日から6月30日まで その年の7月中
- (2) 7月1日から12月31日まで その翌年の1月中

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類並びに規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける市町村(以下「補助事業者」という。)は、第3条に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第13条、第14条、 第16条第2項後段、 第17条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	対象事業	間接補助事業
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(指示等の報告)

第7条 補助事業者は、前条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(間接補助金の支払)

第8条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(提出書類の部数等)

第9条 規則及びこの要綱の規定により市町村長が知事に提出する書類は、所轄の地方事務所の長に提出するものとする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月17日から施行し、平成29年1月13日から適用する。

様式第1号(第4条関係)

鳥取県雪害農業施設等復旧支援資金利子補給補助事業計画書及び実績報告書

1 事業計画及び実績報告

資金名	被保証者名	残高移動 年月日	期首融資 残高(延滞を除く) (a)	期中貸付額 (b)	期中償還額		利子補給対 象残高 (a+b-c-d) (e)	期末融資 残高(延滞を除く) (f)	貸付期間	貸付 日数 (g)	積数 (e×g) (h)	融資平均残 高 (h)÷365 (i)	利子補給 率(年%) (j)	県の利子 補給額 (i×j)/2
					約定(c)	繰上(d)								
農業近代 化資金				円	円		円	円		日				
小計														
農林漁業 施設資金														
小計														
合計														

2 収支予算及び決算

(1) 収入の部

区分	本年度	前年度	対比増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
	円	円	円	円	

(2) 支出の部

区分	本年度	前年度	対比増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
	円	円	円	円	

（ 番 号 ）
年 月 日

様

鳥 取 県 知 事

印

鳥取県雪害農業施設等復旧支援資金利子補給補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県雪害農業施設等復旧支援資金利子補給補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

なお、確定額は、交付決定額のとおりとする。

3 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、事業の遂行等に当たっては、鳥取県雪害農業施設等復旧支援資金利子補給補助金交付要綱（平成29年2月17日付第201600162570号鳥取県農林水産部長通知）の規定に従わなければならない。